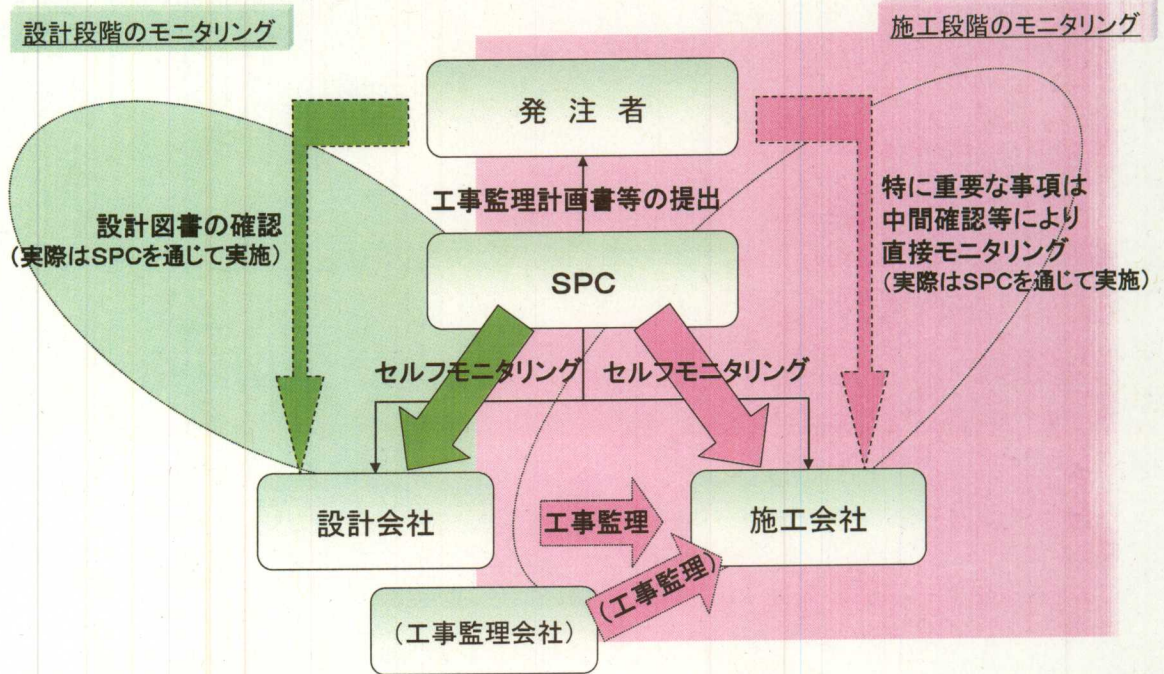


法もある。

建設モニタリングの全体像



②管理者等によるモニタリング

PFIの場合は、セルフモニタリングが基本となるものの、管理者等が特に重要と考える点については、管理者等が自らモニタリングを行うべきである。

モニタリングの対象：モニタリングの対象としては、以下のものが考えられるが、以下のうちどれを対象とするか、あるいはその他の内容も含めるかについては、事案の性質に応じて決定すべきである。

- ・ 完工後の瑕疵発見が困難かつ重要な事項（躯体状況等）等
- ・ 瑕疵があった場合の出戻りの影響が大きい事項（重要な機械設備の出荷検査等）
- ・ 施設の安全性に直接関わる事項（天井の振れ止め等）
- ・ 地域の環境保全に大きな影響を与える事項（アスベストを含む旧施設の解体等）

モニタリングの内容に関して具体的な工種・工程等を予め例示しておくことが望ましい。

中間確認：管理者等は、建設が適切に行われていることを確認するため、完工検査だけでなく、建設期間中の一定のタイミングで中間確認を行うことができること、また、必要と判断した場合に出来形部分を最小限度破壊して検査することができることが規定することが考えられる。⁴⁵

⁴⁵ 公共工事標準請負契約約款では、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある